

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士／京都大学大学院 医学研究科 講師

電波法、電気通信事業法及びNTT法、個人情報保護法、著作権法、金融商品販売法、割賦販売法などが改正。環境変化に対応し、特定高度情報通信技術や特定デジタルプラットフォーム関連法律が制定された。

■はじめに

2020年はコロナ禍に翻弄された年であったが、同年春の通常国会（第201回国会）では、資料5-1-1の通り比較的多数のインターネット関連法案が可決成立した。

以下、例年通り、成立した個々の法案を成立日順に説明する。

■電波法の改正

2020年改正では、第1に、電波有効利用促進センター（電波の有効・適正な利用への寄与を目的とする法人）の業務が追加された。追加されたものは、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務である。

第2に、申請者が電波の経済的価値を踏まえて開設計画に記載した特定基地局開設料の額を考慮して開設計画の認定をするため「特定基地局開設料に関する制度」が設けられているが、今回の改正では、その対象として、移動受信地上基幹放送をする特定基地局が追加された。

第3に、技術基準に適合しない無線設備（不適合設備）に関する勧告等に関する制度が整備された。これによって、不適合設備を使用する無線局が開設されたならば、他の無線局の運用を著しく

阻害するような妨害を与えるおそれがあると認められる場合は、無線設備の製造業者、輸入業者または販売業者に対して必要な措置を勧告できるようになった。

第4に、衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に関する期限が、2022年3月31日まで延長された。

■電気通信事業法及びNTT法の改正

これまでNTT東西には自社設備によるユニバーサルサービス（いわゆる“あまねく電話”）の提供が義務付けられてきた。その結果、膨大な赤字が発生しており、今後における急速な人口減少のため、さらに赤字が膨らむおそれがある。そこで、NTT東西による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を、新たに一定の条件の下に認めるものとした。

他方、電気通信市場がグローバル化して、外国法人等が提供するプラットフォームサービスなどの日本国内における利用が急速に拡大している。ところが、外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、わが国の利用者の保護が十分に図られていない、国内外事業者の間で競争上の不公平が生じているなどの課題が浮き彫りとなった。そこで、外国法人等に対する法執行の

法令（成立日順）	成立日	公布日
電波法（改正）	2020年4月12日	2020年4月24日
電気通信事業法及びNTT法（改正）	同年5月15日	同年5月25日
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	同年5月27日	同年6月3日
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	同 上	同 上
個人情報保護法（改正）	同年6月5日	同年6月12日
著作権法（改正）	同 上	同 上
金融商品販売法（改正）	同 上	同 上
割賦販売法（改正）	同年6月16日	同年6月24日
小型無人機等飛行禁止法等（改正）	同年6月17日	同 上

出典：筆者が作成

実効性を強化するため、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務を課すとともに、電気通信事業法違反の場合の公表制度等に関する規定を設けた。これによって業務改善命令等が円滑に進められる。

■特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

デジタル技術の急速な発展やわが国を取り巻く国際経済環境等の変化に伴い、Society5.0の実現に不可欠な社会基盤となる特定高度情報通信技術活用システム（5G、ドローン）のサイバーセキュリティ等を確保しながら、その適切な開発供給及び導入を行う重要性が増大している。

こうした状況を踏まえて、わが国の産業基盤を整備し、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図るために必要な措置を講じるため制定された。

その概要は、①特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針を国が策定し、②この指針との適合性を確認して、このシステムの開発供給の計画及び導入の計画を認定する制度を創設した上、③この認定を受けた計画に従って行われるこのシステムの開発供給及び

導入について、普及のための支援措置を講じる、というものである。

■特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

最近では、デジタルプラットフォームが利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになっている半面、一部の市場では規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、商品等提供利用者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されてきた。

こうした状況を踏まえ、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価、評価結果の公表等の必要な措置を講じるために新設された法律である。

■個人情報保護法の改正

この法律は3年ごとに見直すことが国会の附帯決議で求められており、それに対応して改正されたものである。

今回の改正の概要は、本人による開示等の請求

権の要件緩和、開示方法に電磁的記録の提供を含めて本人が指示可能にすること、個人データの授受に関する第三者提供記録も本人による開示請求の対象にすること、オプトアウト規定による第三者提供の要件厳格化、重大な漏えい等が発生した場合における委員会への報告及び本人への通知を義務化、違法・不当な行為を助長する等の不適正な方法による個人情報の利用禁止の明確化、「仮名加工情報」制度の創設、個人関連情報の第三者提供制限制度の創設など多方面に及んでいる。

詳細は本書別稿で解説されているので、それを参照されたい。

■著作権法の改正

今回の改正も、主としてICT（情報通信技術）の悪用に対処するためのものである。いわゆる「リーチサイト」規制、悪意の海賊版ダウンロード規制の拡大等が図られた。

その詳細も本書別稿で解説されているので、それを参照されたい。

■金融商品販売法等の改正

これまで法律名が「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）であったものが、「金融サービスの提供に関する法律」（金融商品提供法）に、今回の改正で改められ、同時に資金決済法等も改正された。

今回の改正は、ICTの進展とニーズの多様化に対応し、金融サービスの利用者の利便性の向上と保護を図るためのものである。「ニーズ」とは、オンラインでのサービスの提供が可能となる中、多種多様な金融サービスのワンストップ提供に対するニーズと、キャッシュレス時代に対応した、利便性が高く安心・安全な決済サービスに対するニーズが含まれている。

第1に、金融サービス仲介業が創設された。こ

れは1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができるものである。具体的には、①特定の金融機関への所属は求めない、②利用者財産の受け入れは禁止する、③仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取り扱い可能、④利用者に対する損害賠償資力の確保のため保証金の供託等を義務付ける、⑤利用者情報の取り扱いに関する措置や利用者への説明義務を課す、等を骨子とする。

第2に、決済法制の見直しである。資金移動業の規制の見直しとして、①高額送金の取り扱いが可能な類型を創設、②少額送金を取り扱うタイプの規制について合理化を図る一方、利用者保護のための措置として、いわゆる収納代行のうち、「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることが明確化された。

■割賦販売法の改正

決済技術の進展に伴い、決済サービス・主体が多様化しており、新たな技術やサービスに対応して利用者が安全・安心に多様な決済手段を円滑に利用可能な環境の整備が求められている。そのため、少額の分割後払いサービスについて登録制度を創設するとともに、限度額審査について、蓄積されたデータ等に基づく高度な審査手法を認めるものとした。

他方、QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化の観点から、現行のクレジットカード会社、立替払取次業者、加盟店に加え、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者（決済代行業者、QRコード決済事業者・ECモール事業者等）にも、クレジットカード番号等の適切な管理を義務化した。

■小型無人機等飛行禁止法等の改正

この改正によって、国土交通大臣が指定する空港の周辺地域（空港の敷地・区域やその周辺おおむね300 mの地域）の上空で、重さや大きさにかかわらず、小型無人機等を飛行させることが禁止された。指定された空港周辺地域の上空で小型無人機等を飛行させるときは、空港管理者の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要である。

なお、航空法でも、小型無人機等飛行禁止法の指定の有無にかかわらず、空港等の周辺や人口集

中地区の上空等の空域における無人航空機の無許可飛行は禁止されている。したがって、双方の法律を遵守する必要がある。

■その他

2021年の通常国会（第204回国会）には、著作権法改正案、個人情報保護法改正案等の提出が検討されている。今後における終息時期が判然としないコロナ禍の中で、デジタル庁の創設とともに、IT・ICTをめぐる関連法制は、一段と加速するものと推測される。

1

2

3

4

5



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp